

「清算機関のための勧告」の見直しに関する CPSS と IOSCO の共同ワーキング・グループ

支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、「清算機関のための勧告」（2004年）を店頭デリバティブの清算の仕組みに対する適用に関して見直すため、ワーキング・グループを設置した。同勧告は、CPSS および IOSCO 専門委員会が共同で策定したものであり、清算機関のリスク管理に関する基準を示している。

近年、店頭デリバティブ取引の相対での清算・決済の仕組みについて、公的セクターと民間セクターが連携して改善の努力を行ってきた。ごく最近では、いくつかの既存、新設、または設立中の清算機関が、店頭クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、金利スワップやその他のアセットクラスにかかる店頭デリバティブ取引について、集中清算・決済サービスを提供すべく取組みを進めている。

CPSS と IOSCO は、こうした集中清算・決済の広がりについて、清算機関が適切に設計されていれば金融市場におけるシステムミック・リスクを低減し得ることから、前向きな動きであると考えている。このため、店頭デリバティブ清算機関の関係当局は、各清算機関が「清算機関のための勧告」に示されたリスク管理基準に適合することを確保するよう取り組んでいる。もともと、実際に同勧告を適用した場合には、解釈や判断に相当な幅が生じ得る。

当ワーキング・グループは、店頭デリバティブ清算機関における、同勧告の一貫性ある解釈や理解、適用を促すために設置され、各清算機関——新設の CDS 清算機関を含む——が店頭デリバティブの集中清算サービスを提供するにあたって生じ得る重要な課題を議論していく。当ワーキング・グループは、必要に応じて、店頭デリバティブ清算機関が勧告に示される基準をどのように満たし得るかについての指針を提示するほか、店頭デリバティブの集中清算にかかるリスクにより適切に対応するために勧告を強化あるいは拡大し得る部分を特定する。

当ワーキング・グループの参加者には、CPSS のメンバーである中央銀行、IOSCO 専門委員会のメンバーである証券監督当局のほか、国際通貨基金および世界銀行の代表が含まれる。

当ワーキング・グループは、作業を進めるにあたり、適宜、他の規制当局と連携するほか、民間関係者と意見交換を行っていく。

注記

1. 支払・決済システム委員会（CPSS）は、中央銀行が支払・決済の仕組みやクロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリングおよび分析を行うためのフォーラムである。CPSS 議長は、ニューヨーク連邦準備銀行総裁のウィリアム C. ダドリーが務めている。CPSS 事務局は、BIS 内に設けられている。CPSS に関する情報および CPSS の公表物は BIS のウェブサイト（<http://www.bis.org/cpss>）より入手可能である。
2. 証券監督者国際機構（IOSCO）は、証券監督当局のための主要な国際政策フォーラムである。同機構には、100 を超える法域から世界の証券市場の 95%以上を監督する当局が参加しており、参加当局は着実に拡大している。
3. 専門委員会は、IOSCO の理事会により設置された専門的なワーキング・グループであり、世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する 18 の当局で構成されている。同委員会は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。同委員会の議長は、米国証券取引委員会委員のキャスリーン・ケイシー女史が務めている。同委員会のメンバーは、オーストラリア、ブラジル、中国、フランス、ドイツ、香港、インド、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、オンタリオ、ケベック、スペイン、スイス、英国および米国である。
4. 当ワーキング・グループの共同議長は、欧州中央銀行のダニエラ・ルッソおよび米国証券取引委員会のジェフリー・ムーニーが務めている。

以 上